

# プレミアム付商品券「とくとく朝倉振興券」 発行計画

朝倉商工会議所・朝倉市商工会

## 1. 目的

本地区内限定のプレミアム付商品券を発行し、消費の喚起と地域商工業者等の活性化を図る。

## 2. 実施体制

- 1) 事業実施は朝倉商工会議所及び朝倉市商工会によりプレミアム付商品券発行业運営委員会を設置し、発行計画書を策定のうえ当該計画にしたがって円滑な事業の実施を図る。
- 2) 本事業の効果を一層高めるため朝倉市、関係団体と十分に連携・協力を図る。

## 【プレミアム付商品券発行概要】

1. 発行責任者: 朝倉商工会議所、朝倉市商工会
  2. 名称: プレミアム付商品券「とくとく朝倉振興券」(以下、「商品券」という)
  3. 発行総額: 1億6千5百万円(販売額1億5千万円)  
但し、1千1百万円(販売額1千万円)を障がい者先行販売とする。
  4. プレミアム率: 10%
  5. 補助金: 朝倉市 9,000,000円(換金率により減額)、福岡県6,729,000円(換金率により減額)
  6. 種類: 額面11,000円(中小店限定用500円×14枚 全店用500円×8枚)大きさは、現行紙幣を基準。  
※中小店とは、大規模小売店舗法に基づく大型店(売り場面積1千㎡を超える店舗)以外の店舗をいう。
  7. 販売単価: 1冊(セット) 10,000円(中小店限定用500円14枚+全店用500円券8枚 合計22枚)
  8. 購入制限: 一人当たり100,000円(10冊)まで ※代理購入不可など制限の厳格化  
かつ同一世帯は500,000円  
但し、障がい者の方は代理購入可、同一世帯の方は同居の家族のみ代理購入可  
※罹災された方(罹災証明に記載がある方)に限り、購入限度額別枠500,000円迄
  9. 発行期間: 平成30年 7月 8日～平成30年12月31日迄(使用期限も同様)  
平成30年7月 8日の1日の販売限度額を1億円とする。その他の日は限度額無。  
障がい者先行販売、平成30年 7月 4日～ 7月 6日迄。  
尚、7月 4日の1日の限度額を5百万円とする。その他の日は限度額無。
  10. 使用規定: プレミアム付商品券「とくとく朝倉振興券」に記載する
  11. 販売所: 朝倉商工会議所、朝倉市商工会(朝倉・杷木)
  12. 販売日: 毎週月曜～金曜(休・祭日を除く)販売時間 9時～17時迄  
但し、7月8日は9時～15時迄、7月9日以降は一定期間9時～20時迄
  13. 取扱店: 朝倉市内の事業所で取扱店登録事業所(商工会議所・商工会に事前申込が必要)  
但し、暴力団等反社会的勢力(朝倉市暴力団排除条例)に該当するものは除く。  
取扱店登録料は無料(但し、非会員中小店は1.2万円、非会員大型店は5万円)
  14. 換金方法: 発行機関で、平成30年7月9日より平成31年1月31日迄に換金  
毎週火・木曜日(祭日の場合翌営業日)に受付し後日口座振込
  15. 換金手数料: 額面金額の1.0%(5円/券)
  16. PR方法: 市報あさくら、朝倉商工会議所ニュース、商工会会報等にて広報  
取扱店募集チラシを全会員へ配布。取扱店一覧チラシを新聞に折込配布。  
取扱店に商品券取扱要領及びのぼり旗・ポスター・チラシを配布。  
商品券販売所(発行者)にのぼり旗ポスター等を設置する。
  17. 独自取組: 地域商工業振興のため未換金額を留保し必要に応じてプレミアム分に充当する。
- ※ 障がい者の方とは、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、介護保険要介護4・5の認定者の方で、朝倉市内居住者の方とする。